

平成 2 7 年 第 1 回

福生病院組合議会臨時会会議録

平成 2 7 年 7 月 1 0 日 (金)

平成27年第1回福生病院組合議会臨時会

- 1 招集年月日 平成27年7月10日(金)
- 2 招集場所 公立福生病院1階多目的ホールA・B
- 3 会議時間 午後1時30分から午後2時14分まで
- 4 出席議員
- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 齋藤 成宏 | 2番 | 吉野 一夫 |
| 3番 | 原 隆夫 | 4番 | 印南 修太 |
| 5番 | 中嶋 勝 | 6番 | 小宮 國暉 |
| 7番 | 武藤 政義 | 8番 | 五十嵐みさ |
| 9番 | 町田 成司 | | |
- 5 欠席議員 なし
- 6 説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------------|--------|
| 管理者 (福生市長) | 加藤 育男 |
| 副管理者 (羽村市長) | 並木 心 |
| 副管理者 (瑞穂町長) | 石塚幸右衛門 |
- 7 職務のため出席した事務局職員の氏名
- | | |
|-------------|-------|
| 院 長 | 松山 健 |
| 副 院 長 | 小山 英樹 |
| 副 院 長 | 吉田 英彰 |
| 事 務 長 | 川野 治男 |
| 看 護 部 長 | 一柳 景子 |
| 事 務 次 長 | 島田 三成 |
| 庶 務 課 長 | 島田 宗男 |
| 経 理 課 長 | 田野太郁哉 |
| 医 事 課 長 | 軽部 徹 |
| 医 事 課 長 補 佐 | 井口 武 |
| 庶 務 係 長 | 関根 智 |
| 経 理 係 長 | 市川 仁史 |

8 職務のため出席した組織市町職員の氏名

福生市福祉保健部長	橋本 満彦
福生市健康課長	瀬谷 次子
羽村市福祉健康部長	雨倉 久行
羽村市健康課長	野村由紀子
瑞穂町福祉部長	村野 香月
瑞穂町健康課長	山内 一寿

平成27年第1回福生病院組合議会臨時会議事日程

日 程 第 1 仮議席の指定について

日 程 第 2 選挙第1号 議長の選挙について

平成27年第1回福生病院組合議会臨時会議事日程（追加その1）

- 日 程 第 1 議席の指定について
- 日 程 第 2 会議録署名議員の指名について
- 日 程 第 3 会期の決定について
- 日 程 第 4 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日 程 第 5 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて
〔福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例〕
- 日 程 第 6 議案第9号 福生病院組合監査委員の選任に伴う同意について

午後1時30分 開会

○事務局長（川野治男君） 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、組織市町議会議員選挙後、最初の福生病院組合議会となります。

本日の議事日程でございます議長選挙につきましては、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことと定められております。

本日も出席いただいております議員のうち、年長の議員は小宮國暉議員でございますので、議長が決まるまでの間、小宮議員に臨時の議長の職務をお願いいたします。

なお、恐縮ではございますが、開会に当たりましてお願いがございます。ご発言をされる際には、挙手の上、氏名を告げ、議長の許可を得てからお願い申し上げます。

また、議場でございますので、ご起立の上、マイクを使ってご発言くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

それでは、小宮議員、議長席のほうへお移り願います。

（小宮國暉臨時議長 着席）

○臨時議長（小宮國暉君） 皆さん、こんにちは。

ただいま紹介をいただきました小宮國暉でございます。お手元の資料にもありますように、当年にとって72になりまして、年男でございます。よろしくひとつお願いいたします。ありがとうございます。

議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は9名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年第1回福生病院組合議会臨時会を開会いたします。

臨時議長において行う議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

○臨時議長（小宮國暉君） まず、日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

○臨時議長（小宮國暉君） 日程第2、選挙第1号、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（小宮國暉君） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（小宮國暉君） ご異議なしと認めます。よって臨時議長において指名するこ

とに決定いたしました。

それでは、議長に中嶋勝議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました中嶋勝議員を、議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(小宮國暉君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中嶋勝議員が、議長に当選をされました。

ただいま当選されました中嶋勝議員が議場におられますので、本席から福生病院組合議会会議規則第30条第2項の規定により、当選の旨を告知いたします。

中嶋勝議員には、自席にて議長当選の承諾及びご挨拶をお願いしたいと思います。中嶋勝議員。

○議長(中嶋勝君) ただいま、議員の皆様にご同意をいただき、大変に重責のある福生病院組合議会の議長という大役をお引き受けすることとなりました中嶋勝でございます。

さて、公立福生病院は、平成22年2月に新病院が完成後、平成24年5月から316床の全てが稼動する運びとなり、さらに平成25年4月からは透析医療を再開するなど、地域の医療ニーズに応え、その役割をしっかりと担ってきたと認識しております。

しかし、今後は、後期高齢者の増加などに伴って新たなニーズへの対応が求められることとなり、従前にも増して公立福生病院に対する地域の期待が多岐にわたり大きくなっていくことは確実であります。

このような中、本年4月、新院長に松山健先生が就任されました。松山院長は、就任当初から、変化していく地域の医療ニーズ、さらに病院経営そのものに目を向け、明確なビジョンを打ち出していると聞き及んでおります。

今後の松山院長のご活躍を期待してやまないところですが、議会としても、さまざまな面から院長、組織市町、そして地域住民としっかりと向き合った運営が強く求められてくるのではないかと考えております。

このような重要な時期に、私が議長を務めさせていただくことは、その職責の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。私は福生病院組合議会の代表者として、誠心誠意、民主的な議会運営に務め、住民福祉の向上、地域の発展のために努力してまいりますので、どうか議員の皆様のご指導、ご鞭撻を心からお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議長就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。(拍手)

○臨時議長(小宮國暉君) 以上で、挨拶は終わりました。

○臨時議長(小宮國暉君) これにて、臨時議長の職務を終了いたします。大変ご協力、ありがとうございました。

○臨時議長(小宮國暉君) 暫時休憩といたします。

午後1時38分 休憩

午後1時39分 再開

○議長（中嶋勝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、管理者と院長から発言の申し出がありますので、これを許します。加藤育男 管理者。

○管理者（加藤育男君） 本日は、平成27年第1回福生病院組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用にもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

公立福生病院組合管理者の福生市長の加藤でございます。よろしくお願いを申し上げます。

そして、過日の統一地方選挙後、初めての議会でございます。まずは、議員の皆様のご当選を心からお喜び申し上げます。本日、新たに皆様をお迎えできましたことは、誠に喜ばしい限りで、これからのご活躍を心からご期待申し上げます。

さて、団塊の世代が後期高齢者の75歳以上となり、医療・介護などの社会保障費が急激に増加し、その提供体制の抜本的な見直しが求められております。いわゆる“2025年問題”でございます。

このため、国は、今までの提供体制を大きく改革するため、昨年、医療介護総合確保推進法を公布いたしました。内容は、医療と介護の連携強化、効率的で質の高い医療提供体制の構築を語る「地域医療ビジョン」の策定、地域で医療・介護・生活支援などを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築などでございます。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるように、高度急性期から在宅医療まで、地域において適切な医療・介護を提供する体制を整備していくことを目指しております。

また、総務省が進めております、病院の経営改革を目指す「新公立病院改革プラン」の策定がございます。これは、地域に必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営の実現を目指すものでございます。このプランは「地域医療ビジョン」との整合性を図り、平成28年度までに策定することとなっております。

このような背景を受け、平成26年4月に行われました診療報酬の改定につきましては、医療機関の機能分化を促し、膨張する医療費の抑制を目指すものとなりました。今後の改定も、同様の方向を目指すものと想定されます。

東京都では、現在、平成27年度末を目途に「地域医療ビジョン」の策定作業を進めております。公立福生病院におきましても、この東京都の「地域医療ビジョン」を踏まえ、「新公立病院改革プラン」を策定していくこととなります。東京都の策定状況を注視しつつも、その結果を待つのではなく、西多摩地域の中核医療機関の一つとして、他の病院や行政、関係機関などと連携し、地域のニーズを的確に捉え、医療のあり方を構築していくことが求められております。

このような状況下の中でございますが、先日、松山院長との意見交換の中での共通理

解として、病院は広域性の高い事業であると認識しておりますが、これからの病院は、医療スキルだけでなく、病院を運営していくスキル、つまり、経営基盤の強さが必要になると考えております。

さて、当院の状況でございますが、今年の4月に諸角院長から松山院長へ交代をいたしました。ご勇退された諸角前院長は、医師の確保、病院の建て替えなど多大な功績を残されました。現在は、名誉院長として当院にご尽力をいただいております。

そして、松山院長の新体制がスタートいたしました。このような大きな変革期にスピード感を持って対応するため、副院長を1名増員し、医療と経営に役割を分担し、2名体制といたしました。松山院長の打ち出した経営ビジョン、「誠実でハイレベルな二次医療機関になろう」をスローガンとして掲げ、動き出したところでございます。

まず、技術的な整備として、電子カルテ等の総合医療情報システムの更新につきましては、新病院建設時に、巨大化した病院業務のペーパーレス化を目指し導入したものでございますが、ここで耐用年数を迎え、また、情報システム機器の保守対応可能期間が終了することから、今年の10月に向けてシステムの更新作業をしております。

次に、BSC、いわゆる“バランス・スコア・カード”でございますが、ここで2年目を迎えます。院長のビジョンを達成するために、院内の各部署で取り組みをまとめ、達成までの道のりを明らかにすることで、業務のプロセス改善や各個人のスキルアップを促し、ビジョン達成を図ろうとするツールでございます。現在、院長のビジョンに基づき取り組みが進められております。毎月1回、院長、副院長、看護部長などが院内を巡回し、その進捗状況をチェックしております。

また、医療部、医療技師、事務部など、部門ごとの会議を開催し、経営状況など必要な情報を共有するとともに、それぞれの部署の意見が十分に反映できるように、院内の意思決定の仕組みが変わりました。

公立病院は、将来にわたって、健康で安心できる住民生活を支えていくための地域医療の拠点でございます。今後も、医師の確保、病床稼働率の向上、そして患者さんに信頼される病院を目指して、院長とともに引き続き精力的に取り組んでまいりますので、議員並びに関係する皆様のご支援をお願い申し上げる次第でございます。

なお、本日ご審議いただきます議案は、「専決処分の承認を求めることについて」、そして「福生病院組合監査委員の選任に伴う同意について」の2件でございます。重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。これから2年間、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中嶋勝君） 松山健院長。

○院長（松山健君） 皆様、こんにちは。新任のご挨拶をしたいと思います。少し時間をいただきたいと思います。

私は、今、管理者の挨拶にもあったように、諸角院長の後を継ぎましてこの4月1日から院長として病院運営に携っております。ただし、私、小児科医なものですから、非

常に狭い、純粋な窓からしか社会、医療を見ておりません。ご存じのように、純粋なものだけではなかなか対処できないようなややこしい時代になっておりますので、小児科医でどこまでできるんだって自分が今一番不安に思っておりますが、この流れと言いますか、天命と言いますか、こういうことになりましたので、精いっぱい努力いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これからどうするかっていう問題なんですけれども、「誠実でハイレベルな二次医療機関を目指そう」ということで始めたいと思ひます。

これ地味なスローガンなんですけれども、結構、実は難しく、誠実っていうのは僕は非常に大事な要素だと思うんですが、誠実だけではなかなかベストな方法ではないのかなというようなものに、もうすぐ直面してござりまして、細かいことは申しませんけれども、ああ、誠実だけで突っ張るといふのはなかなかそれが本当にいいのかどうなのか、患者さんにとっていいのかどうなのか、わからんところがあるなというふうに、いまさらながら思っております。小児科医は書生っぽさがずっと抜けない、書生論ばかりぶつちやうような傾向がありますけれども、大人の世界にちょっとずつ足を踏み入れたいというふうに思っております。

それから、当院は 316 床の急性期病院ですけれども、これからどんどん少子高齢化が進みまして、地域のニーズ、地域のニーズと言ひますけれども、本当に 1 年 1 年変わってまいります。そうすると、本当に 316 床の急性期ベッドだけでいいのかっていう非常に根本的な見直しがなされるタイミングだと考えております。

なるべく意思決定を早く、地域のニーズに合わせてこちらが変化していく、変化していかざるを得ないですし、変化していくのが恐らく正しい方向なんだと思ひますので、これからずっと続いてまいりました当院の細々した歴史がございましてけれども、ちょっと違った動きがあるかもしれません。あるようにしたいと思ひます。そうせざるを得ない、そういう状況下だというふうに認識してござります。

来年の春、また医療費の改定が予定されていまして、もっと厳しくなるというふうに聞いてござります。管理者、副管理者はもとより、議員の皆様方におかれましては、病院のぜひ応援団として強力なご支援をお願ひしたいと思ひます。

以上、簡単ではございまして、新任のご挨拶といたしましす。よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋勝君） 以上で、管理者及び院長からの発言は終わりました。

○議長（中嶋勝君） この際、日程の追加について申し上げます。

本日の議事日程に、ただいまお手元に配付いたしました議事日程（追加その 1）を追加いたします。

これより、追加日程に入ります。

追加日程第 1、「議席の指定」を行います。

議席は、福生病院組合議会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

各自、議席札をお立てください。

-
- 議長（中嶋勝君） 追加日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、福生病院組合議会会議規則第95条の規定により、議長において、1番齋藤成宏議員及び2番吉野一夫議員を指名いたします。

-
- 議長（中嶋勝君） 追加日程第3、「会期の決定について」の件を議題といたします。
お諮りいたします。臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中嶋勝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

-
- 議長（中嶋勝君） 追加日程第4、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。
お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中嶋勝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中嶋勝君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に武藤政義議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名しました武藤政義議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中嶋勝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました武藤政義議員が副議長に当選されました。

当選をされました武藤政義議員が議場におられますので、本席から福生病院組合議会会議規則第30条第2項の規定により、当選の旨を告知します。

武藤政義議員には、副議長席にて当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

（武藤政義副議長 着席）

- 副議長（武藤政義君） 福生市議会の武藤政義でございます。

ただいま、議員の皆様方にご推挙をいただき、副議長の大役をお受けさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

地域医療が担う責務は年々増していると感じます。医療費の増大により、一般会計か

ら国保会計への繰出金が増える。そして、3年に1度国保税が改定され、利用者負担が増え続ける。国全体が高齢化という現状があるからではございますが、こういった現実にはしっかりと対応していくのが地域医療の責任であります。そういったことを考えますと、2市1町で構成されているこの公立福生病院が果たさなければならない役割は非常に大きいと感じております。

平成22年の新規オープン時には高額な設備が整い、民間の医療機関にはできない先進医療も進められている病院であります。このすばらしい病院の議会だからこそ、理事者との間に信頼と緊張感を持ちながら、誠実でハイレベルな二次医療機関に向けて丁寧に進めていかなければならないと思っております。何分若輩ではございますが、中嶋議長を支えながら一生懸命頑張っていく所存でございます。

皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。皆様、どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

○議長（中嶋勝君） 以上で挨拶は終わりました。

○議長（中嶋勝君） 次に、追加日程第5、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて〔福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〕」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤育男管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、議案第8号「専決処分の承認を求めること」につきまして、ご説明いたします。

本案は、人事院及び東京都人事委員会の勧告の内容を検討した結果、平成27年度の職員給与を改定するため、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、医師と歯科医師については東京都職員の給与改定に準拠し、その他の職員につきましては、福生市議会で3月に議決されました福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容に準拠したことから、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容は、給与月額、地域手当及び通勤手当の改正を行ったもので、平成27年4月1日から施行させていただきました。

細部につきましては、庶務課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中嶋勝君） 庶務課長。

○庶務課長（島田宗男君） それでは、議案第8号、「専決処分の承認を求めること」につきましての細部の説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。

これは、去る3月27日に専決処分をいたしました福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

なお、別にお配りしております平成 27 年第 1 回福生病院組合議会臨時会（議案資料）の 1 ページでございます福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表を併せてご覧いただきたいと存じます。

この新旧対照表でございますが、改正をいたしました箇所とその改正内容を簡潔に表記した議案第 8 号を補足するため、議案資料といたしまして改正条文の全体を表記し、改正部分にアンダーラインを引いたものでございます。

それでは、議案書の 3 ページでございます第 16 条第 2 項からご覧いただきたいと存じます。

この改正でございますが、地域手当の月額を 100 分の 18 の範囲内から 100 分の 20 の範囲内に改めるものでございます。この改正によりまして、今年 4 月から 100 分の 20 の範囲内で地域手当を支給することとなりましたが、この条例の運用につきましては、管理者が定める福生病院組合職員の地域手当に関する規則第 2 条に規定しておりまして、今回の条例改正に伴い、この規則第 2 条の規定を一部改めまして、医師及び歯科医師については、給料月額と扶養手当、管理職手当の合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額を地域手当といたしまして、その他の職員につきましては、同様に 100 分の 15 を乗じて得た額を地域手当と定めさせていただきました。

次に、通勤手当を定めた第 18 条第 2 項第 2 号でございますが、自転車等の交通用具使用に係る通勤手当の額を改正するものでございます。

改正内容でございますが、議案資料の新旧対照表 1 ページから 2 ページでございます第 18 条第 2 項第 2 号の表をご覧いただきたいと存じます。

自転車等の片道の使用距離 5 キロメートル未満につきましては 2,000 円に据え置くほか、5 キロメートル以上 10 キロメートル未満から、2 ページでございます 60 キロメートル以上までの通勤手当につきまして、それぞれ 100 円から 7,100 円までの引き上げを行ったものでございます。

また、次の第 3 号でございますが、交通機関利用の運賃相当額と自転車等の使用距離に相当する額の合計額で通勤手当を支給する場合の上限額を新たに定めまして、5 万 5,000 円とさせていただきます。

次に、議案書 3 ページの中ほどでございます別表第 1 と別表第 2 の改正でございますが、東京都、福生市などの給料表に準拠いたしまして、全般にわたって改正をいたしました。

まず、アの「行政職給料表（一）」でございますが、これは、3 月末現在、事務職員 23 人に適用しておりまして、平成 26 年度に 6 級までございましたものを、今回、5 級までの表に改めさせていただきました。

1 級は主事 4 人に適用している給料表でございまして、2 級は主任 7 人に、3 級は、改正前の 4 級である課長補佐と改正前の 3 級である係長、合せて 9 人に適用し、4 級は改正前の 5 級に適用してまいりました課長 3 人に適用する給料表といたしまして、5 級は改正前の 6 級、部長に適用する表でございますが、3 月時点では該当する部長職がおりませんでした。

この給料表は、6 ページまで続いておりますが、この表上の改定率は、単純平均でマイナス 1.73%となっております。

次に、6 ページの下にごございます行政職給料表（二）をご覧くださいと存じます。この表でごございますが、適用してまいりました看護補助者が平成 26 年 3 月に定年退職後、現在、適用する職員が在籍していないことから、再任用職員以外の職員に係る給料月額を全て削りました。

なお、ここにごございます再任用職員の給料表でごございますが、1 級と 2 級の給料月額は据え置きといたしまして、3 級を 100 円引き下げ、24 万 6,100 円といたしました。

7 ページをご覧くださいと存じます。

次に、別表第 2 アの「医療職給料表（一）」でごございますが、これは、3 月現在、医師と歯科医師 55 人に適用している給料表でごございまして、1 級は医師 7 人に、2 級は医長 31 人に、3 級は院長、副院長、医療部部長 17 人に適用している給料表となっております。この表は 9 ページまで続いてございまして、この表上改定率は、単純平均でマイナス 1.70%となっております。

次に、9 ページにごございますイの「医療職給料表（二）」をご覧くださいと存じます。

これは、3 月現在、薬剤師、診療放射線技師などの医療技術者 56 人に適用している給料表でごございまして、1 級は主事 22 人に、2 級は主任 20 人に、3 級は、改正前の 4 級、課長補佐と、改正前の 3 級、係長、合せて 11 人に、4 級は改正前の 5 級に適用してまいりました課長 3 人に適用する給料表となっております。この表は 12 ページまで続いてございまして、表上改定率は、単純平均でマイナス 1.77%となっております。

次に、12 ページの中ほどにごございますウの「医療職給料表（三）」をご覧くださいと存じます。

これは、3 月現在、助産師、看護師などの看護職員 282 人に適用している給料表でごございまして、1 級は主事 240 人に、2 級は主任 25 人に、3 級は、改正前の 4 級である課長補佐と改正前の 3 級である係長、合せて 12 人に、4 級は改正前の 5 級に適用してまいりました課長 5 人に適用する給料表となっております。

なお、5 級でごございますけれども、平成 27 年度から新たに設置したものでございまして、現在、看護部長の給料に適用しております。

この表は 15 ページまで続いてございまして、この表上改定率は、単純平均でマイナス 1.77%となっております。

次に、15 ページの附則をご覧くださいと存じます。

まず、附則第 1 条でごございますが、この条例は平成 27 年 4 月 1 日に施行したものでございます。

次に、附則第 2 条でごございますが、医師と歯科医師を除く職員に適用する行政職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の職務の級の切り替えを規定したものでございます。

16 ページをお開きいただきまして、附則別表第 1 をご覧くださいと存じます。

この切り替えの内容でございますが、1級と2級をそのままの級に移行する一方で、改正前の3級と4級を新たな3級に切り替え、この切り替えに伴いまして、改正前の5級と6級を、それぞれ4級と5級に切り替えるものでございます。

次に、別表第1の上でございますが、医師と歯科医師を除く職員について、附則別表第2の規定により、切替日の前日における給料月額と同額または直近下位に位置する新たな号給に切り替えるものでございます。

まず、このページの下でございますが、「行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新しい号給」の事務職員に係る切替表をご覧くださいと存じますが、この表は20ページまで続いておりまして、先ほどの給料表上の単純平均改定率マイナス1.73%に対しまして、3月末から在籍する職員につきましては、この給料表に基づいて新しい号給に切り替えた結果、切替表上の単純平均でマイナス0.41%の改定となりました。

次に、20ページの中ほどでございますが、「医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新しい号給」をご覧くださいと存じます。

この切替表は、薬剤師、診療放射線技師などの医療技術者に係る新しい号給切替表でございますが、24ページまで表が続いておりますが、3月末から在籍する職員について、この新しい号給に切り替えることにより、給料表上の単純平均改定率マイナス1.77%に対しまして、切替表上の単純平均でマイナス0.30%の改定となりました。

次に、24ページでございますが、「医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新しい号給」でございますが、この表は、助産師、看護師などの看護職員に係る新しい号給の切替表でございますが、27ページまで表が続いておりますが、3月末から在籍する職員につきましては、この新しい号給に切り替えることにより、給料表上の単純平均改定率1.77%に対しまして、切替表上の単純平均でマイナス0.29%の改定となりました。

以上で、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて」の細部の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋勝君） これをもって提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋勝君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋勝君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて〔福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〕」の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（中嶋勝君） 次に、追加日程第6、議案第9号「福生病院組合監査委員の選任に伴う同意について」の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、齋藤成宏議員の退席を求めます。

（齋藤成宏議員 退席）

○議長（中嶋勝君） 議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤育男管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、議案第9号「福生病院組合監査委員の選任に伴う同意」について、ご説明を申し上げます。

組合議会選出の監査委員につきましては、監査委員の任期満了により、現在不在となっておりますことから、新たに監査委員を選任する必要がありますので、地方自治法第196条第1項及び福生病院組合規約第11条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものでございます。

選任いたします監査委員は、齋藤成宏議員でございます。

住所でございますが、瑞穂町武蔵36番地2、生年月日は、昭和44年1月15日であります。

任期は、平成27年7月10日から平成31年4月30日まででございます。

よろしくご審議を賜りまして、ご同意くださいますようお願いを申し上げます、議案第9号についての説明とさせていただきます。

○議長（中嶋勝君） 以上で、提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋勝君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がございません。ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋勝君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより議案第9号「福生病院組合監査委員の選任に伴う同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

この際、齋藤成宏議員の除斥を解除します。

暫時休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時11分 再開

（齋藤成宏議員 入場、着席）

○議長（中嶋勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、監査委員に選任されました齋藤成宏議員から、ご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（齋藤成宏君） ただいま、監査委員に選任されました瑞穂町の齋藤成宏でございます。

二つの視点で取り組みたいという気持ちをお伝えさせていただきます。

一つは、福生・羽村・瑞穂の医療のニーズを的確に先取りをしながら、効率的な事業運営を実践していかなければならないというふうに思っております。

二つ目は、病院経営の透明性、公正性の確保を図って、この地域における子どもから働く世代、高齢者の皆さん、全世代の皆さんの一層の信頼を得ていくことが不可欠であるというふうに思っております。

私は、こういった視点に立場に立ちまして、公正不偏の態度を保持して、監査委員の職責を果たしていきたく思っております。

ここにおられます皆様からのご指導を心からお願いし、就任に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（中嶋勝君） ありがとうございます。

○議長（中嶋勝君） 以上をもちまして、本臨時議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成27年第1回福生病院組合議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでございました。

午後2時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年8月18日

福生病院組合議会議長 中嶋 勝

福生病院組合議会臨時議長 小宮 國暉

福生病院組合議会議員 齋藤 成宏

福生病院組合議会議員 吉野 一夫